

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十六号

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例（昭和三十四年広島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「企画振興局」を「地域政策局」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。